## ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策国内制限措置

## (1月25日午前6時から2月1日午前6時まで有効)

マスク着用	・屋外、屋内を問わず着用義務(職場を含む)
夜間の外出禁止	・午後9時から午前5時までの間、外出は原則禁止(通勤、 仕事上の移動、健康上の理由による移動、ペットの散歩を 目的とする外出は例外)
郡外·県外移動禁止	・アッティカ県のみ、郡ではなく、県外への移動禁止
集会、公的イベント、社交行事等(屋 内、屋外、公的、私的な場所を問わ ない)	・禁止
公共交通機関・タクシー・自家用車 ※出発点が基準	・周囲と1.5m 以上の間隔を保つ義務
	・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務
	・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー 等は乗客 65%まで
	・自家用車・タクシー等は運転手含めて3人まで。未成年の子 供が親と同乗する場合は人数制限の対象外。また、介助を要 する者は付き添い1人まで可。
	<ul> <li>・バン等は運転手含めて4人までで、未成年の子供が親と同 乗する場合のみ人数制限の対象外。また、介助を要する者は 付き添い1人まで可。</li> </ul>
	・従業員の移動のための社用車等は乗員最大50%まで(職 場からの・職場への移動にかぎり、雇用主の証明書等が必 要)
	・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、同棲者(正式)の 同乗はマスク着用義務の対象外
	・フェリーは乗客 50%、キャビン付きは 55%まで
エレベーター・エスカレーター	・必要な場合のみ使用し、乗員10%まで
	・エスカレーターがある場合は、エレベーターは高齢者・障 害者のみが使用可
公共サービス(役場等)	・周囲と1.5m 以上の間隔を保つ義務
	・ハイリスクグループの特別休暇等による保護に加え最大 限のテレワークが義務

	・訪問は緊急時のみ、かつ予約制
	・テレカンファレンス、テレ面接
	・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで
民間企業	・周囲と1.5m 以上の間隔を保つ義務
	・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保 護に加え、最大限のテレワークが義務
	・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを 除く)
	・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで
裁判所、検察庁、登記所等	・周囲と1.5m 以上の間隔を保つ義務
	・1 室に原則 15 人まで
	・事務サービスは緊急案件・緊急時のみ、かつ予約制
病院·診療所等	・周囲と1.5m 以上の間隔を保つ義務
	・付き添い・訪問者は1人まで
	・予定手術等は 80%減少(緊急手術を除く)
高齢者・ハイリスクグループ等の福 祉施設、軍事施設	·訪問者禁止
	・高齢者センター(KAPI)の営業禁止
	・高齢者・障害者用デイケア・サポート等の民間サービスは 営業禁止
	・幼稚園、小学校は感染対策を講じて登校による授業
学校等教育機関(幼稚園・塾等を含 む)	・中高、塾等はインターネット授業(登校禁止)
	・高校の入試等、試験を一部例外的に許可
大学	・インターネット授業(登校禁止)
	・出頭による試験の禁止(一部例外あり)
	・図書室等の運営禁止
	・講演会等の禁止
保育園等、幼児教育機関	・感染対策を講じて登校可
バー、ナイトクラブ等の娯楽センタ ー、冠婚葬祭・イベント会場等	・営業禁止

レストラン、カフェ等飲食店	<ul> <li>・店内の営業は禁止(ホテルは、宿泊客に関してのみ可能)</li> <li>・デリバリー、テイクアウェイ、ドライブスルーは可(ただし、 テイクアウェイ等はそれ自体を理由として外出してはならない(他の外出理由のついでに立ち寄るべきとされているため))</li> </ul>
食料品店(スーパー、ミニマーケッ ト、パン屋、肉屋等)及び薬局	<ul> <li>・周囲と1.5m 以上の間隔を保つ。ただし、レジの列では2 m以上の間隔を保つ。</li> <li>・25m<sup>*</sup>毎に1人まで</li> <li>・営業時間は任意で午前7時から午後8時までの間(宅配は午前1時まで)</li> <li>・1回の SMS 等による申告で買い物できる時間は2時間以内)</li> </ul>
小売店舗、ショッピングセンター等	<ul> <li>・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ。ただし、レジの列では2m以上の間隔を保つ。</li> <li>・25m毎に1人まで</li> <li>・営業時間は任意で午前7時から午後8時までの間</li> <li>・キオスクは24時間営業可</li> <li>・1回の SMS 等による申告で買い物できる時間は2時間以内)</li> </ul>
ライキ(朝市)	・周囲と1.5m 以上の間隔を保つ ・店は互いに5m以上の間隔を保ち、従来の路上使用面積 を拡大する。面積拡大が不可能なら、出店数は50%減 少。
理髪店、美容院、エステ等	<ul> <li>・周囲と2m以上の間隔を保つ</li> <li>・100㎡までは4人まで、100㎡以上は追加的に25㎡毎 に1人ずつ追加</li> <li>・予約制</li> <li>・待合室は禁止</li> <li>・営業時間は任意で午前7時から午後8時までの間</li> </ul>
教会等、宗教施設	・儀式等のための集会、個人の礼拝は可、施設内25㎡に 1人、かつ最大50人までで、周囲と2m以上の間隔を保つ ・施設敷地外の行進による儀式は禁止

遺跡、博物館等	・屋外・室内施設共に営業禁止
コンサート、演劇等の公演	・禁止(無観客の放映は可)
映画館(屋外・室内含む)	・営業禁止
番組撮影、映画等の収録	・市民保護省からの許可が必要
児童遊戯場(室内)、児童公園等	·営業禁止
スポーツ(競技、練習等) ※下記追加的措置に掲載: https://gga.gov.gr/component/cont ent/article/278-covid/2981- covid19-sports.	<ul> <li>・原則として競技、団体練習は禁止</li> <li>・屋外施設ではコーチを含む3人までのトレーニングのみ可</li> <li>・Super League、Basket League、Champions League &amp; Europa League、国際競技は開催可(無観客)</li> <li>・屋外スポーツ施設、公園等に留まることは禁止</li> </ul>
スポーツジム	・営業禁止
カンファレンス・博覧会等	・禁止
動物園、植物園	・営業禁止
ロッタリー店、ゲームセンター、カジ ノ等	・営業禁止
スキー場、キャンプ場	・営業禁止

【共通事項】

1 4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的 儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。

2 違反金に関しては、マスク着用義務、周囲と適した間隔(ほとんどの場合1.5m)を保つ義務、日中・夜間の外出制限・禁止、及び県・郡外移動禁止の違反については300ユーロ。その他 規制の違反に関しては原則150ユーロ(個人の場合)。ただし、個人でも禁じられたイベント等を 開催した場合は数千ユーロ以上となる。

3 高齢者福祉施設に関しては、利用者の健康状態は毎日監視・報告される。従業員は、5日間 以上の休暇から復帰する場合、勤務再開48時間前以内の PCR 検査受検義務を負う。

4 店舗等の営業時間には、準備や清掃等の時間は含まれない。

5 ビデオ等のレンタルショップ、バイクレンタル、タトゥー店等は営業禁止を継続。

6 クルーズ船の寄港は原則として禁止。クルーズ船を除くレジャー船、観光船等は寄港・出航禁止(緊急事態、給油・給水等は除く)。